### お知らせ

### 被保険者証・減額認定証の更新について 後期高齢者医療制度からのお知らせ

## 【8月から被保険者証が新しくなります!】

# 現在お持ちの後期高齢者医療制度被保険者証の有効期限は、

# 23年7月31日となっております。そのため、7月下旬に8月1日か

## 31日までに新しい被保険者証が届かない場合は、お問合せください ら使用できる新しい被保険者証

(薄みどり色)を郵送します。7月

医療介護保険係

※ご本人や世帯の市町村民税の課税状況や所得等に変動

がある

場合は昨年度と変わることがあります。

保険料率は昨年度から変更はありません。

平成

い、その決定通知書を、

お知らせ

8月上旬までに介護保険料の決定通知書を郵送します

平成23年度の市町村民税等をもとに、介護保険料の計算を行

8月上旬までに郵送します。

65歳以上の皆様へ

## 被保険者証の自己負担割合をご確認ください!】

毎年、前年中の所得を基に、1年間の自己負担割合の判定を行います。

なります。ただし、次の1または2に該当する場合、役場窓口に申請 の人の市町村民税課税所得が145万円以上である場合には、 自己負担割合は、原則1割ですが、同じ世帯の被保険者のいずれか

3割と

すれば1割となります

## 同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満 同じ世帯の被保険者が2人以上の場合

本人の収入が383万円未満



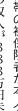
















同じ世帯の被保険者が本人のみの場合

② 本人と同じ世帯の70歳から74歳までの人の収入の合計額が520万円未満

限度額適用・標準負担額減額認定証が、8月に更新となります! 現在、減額認定証をご利用の方は、有効期限が7月31日となっております。

滅額認定証をすでにお持ちの方で、平成23年度も市町村民税が非課税世帯の

**イ、には、7月下旬に8月1日から使用できる新しい減額認定証を郵送します。** 

限度額適用・標準負担減額認定証を新たに交付希望する場合は、

護サービスを利用したときの自己負担額が増えたり、

一時的に

特別な事情がなく保険料を滞納すると、滞納期間に応じて介

【皆さんの保険料で成り立っています!】

介護給付が差し止めになるなどの制限があります。

介護保険制度は皆様から納付していただく保険料で成り立って

平 23. 広報けいせん 7月

保険料納付についてご理解とご協力をお願いします。

保険環境課 医療介護保険係

**☎**65·1097

11頁

場窓口で申請手続きをお願いします。

申請に必要なもの

# 税証明書など)。また、入院期間が確認できる物が必要になる場合があります

保険環境課 医療介護保険係 **2**65·1097

後期高齢者医療制度被保険者証、収入額などを証明するもの

います。

### (納付方法について)

介護保険料を年金天引きで納めている人

\*

座振替を利用され

今回決定した年間保険料額から4月・

6月・8月に天引きした保険料 (仮徴収分) を差し引いた金額が、10月・12月・2月に

> ご活用ください。 く安心です。ぜひ、 ると納め忘れもな

\* 災害や失業などや

年金から天引きとなります。また、納付書、 口座振替等で納めている人は、8月期から

むを得ない理由で

保険料を納めるこ

3月期まで8回に分けて納めます。

※老齢(退職)、障害、遺族年金の受給額 が年間18万円未満の人や、65歳になった

とが難しくなった 減免や納付猶予が ときは、 保険料の

ばかりの人、福岡県介護保険広域連合外

の市町村から転入した人などは、

納付書

受けられることが

あります。

又は口座振替等で納めていただきます。

(次の①または②に該当